

JICA企業提案型事業

(中小企業海外展開支援事業・民間連携事業)

新制度説明会

2018年8月1日 (火) 8月3日 (木) 8月20日 (月)

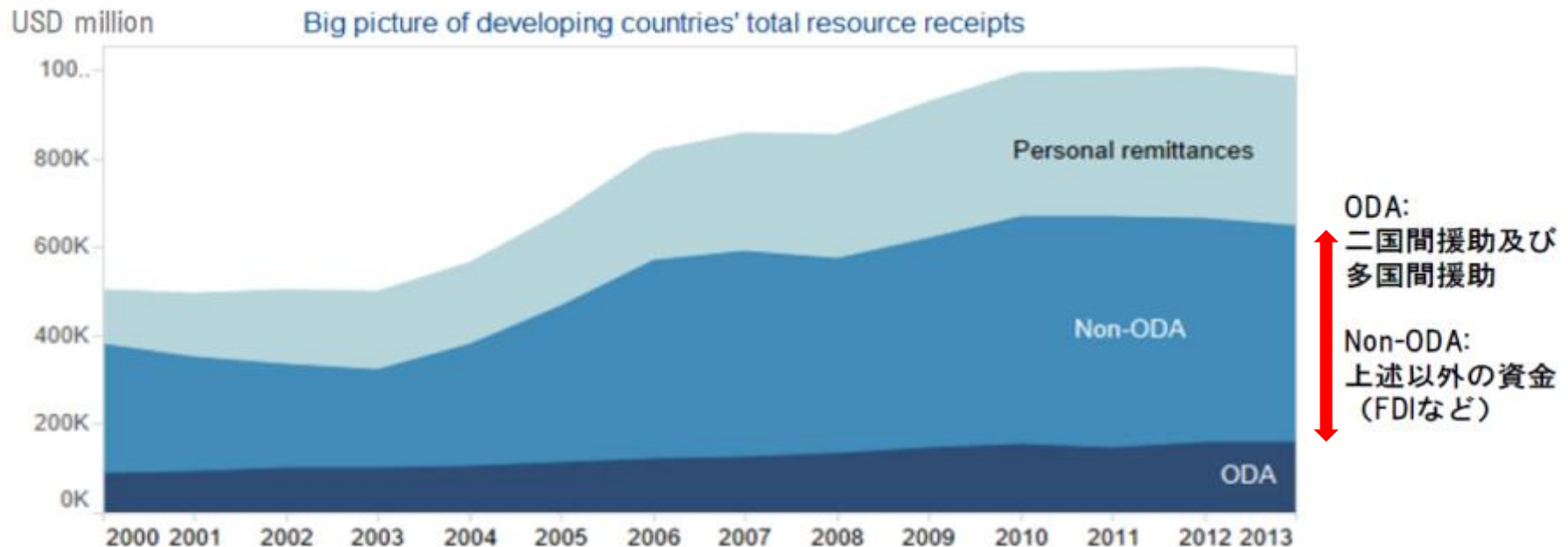
独立行政法人国際協力機構
民間連携事業部・国内事業部

1. JICAの民間連携について
2. 新制度の全体像
3. 基礎調査
4. 案件化調査
5. 普及・実証・ビジネス化事業
6. その他（参加資格要件の変更点）
7. スケジュール

参考情報

1. JICAの民間連携について

- 開発途上国へ流入する資金において、民間資金がODAをはるかに上回る割合を占める

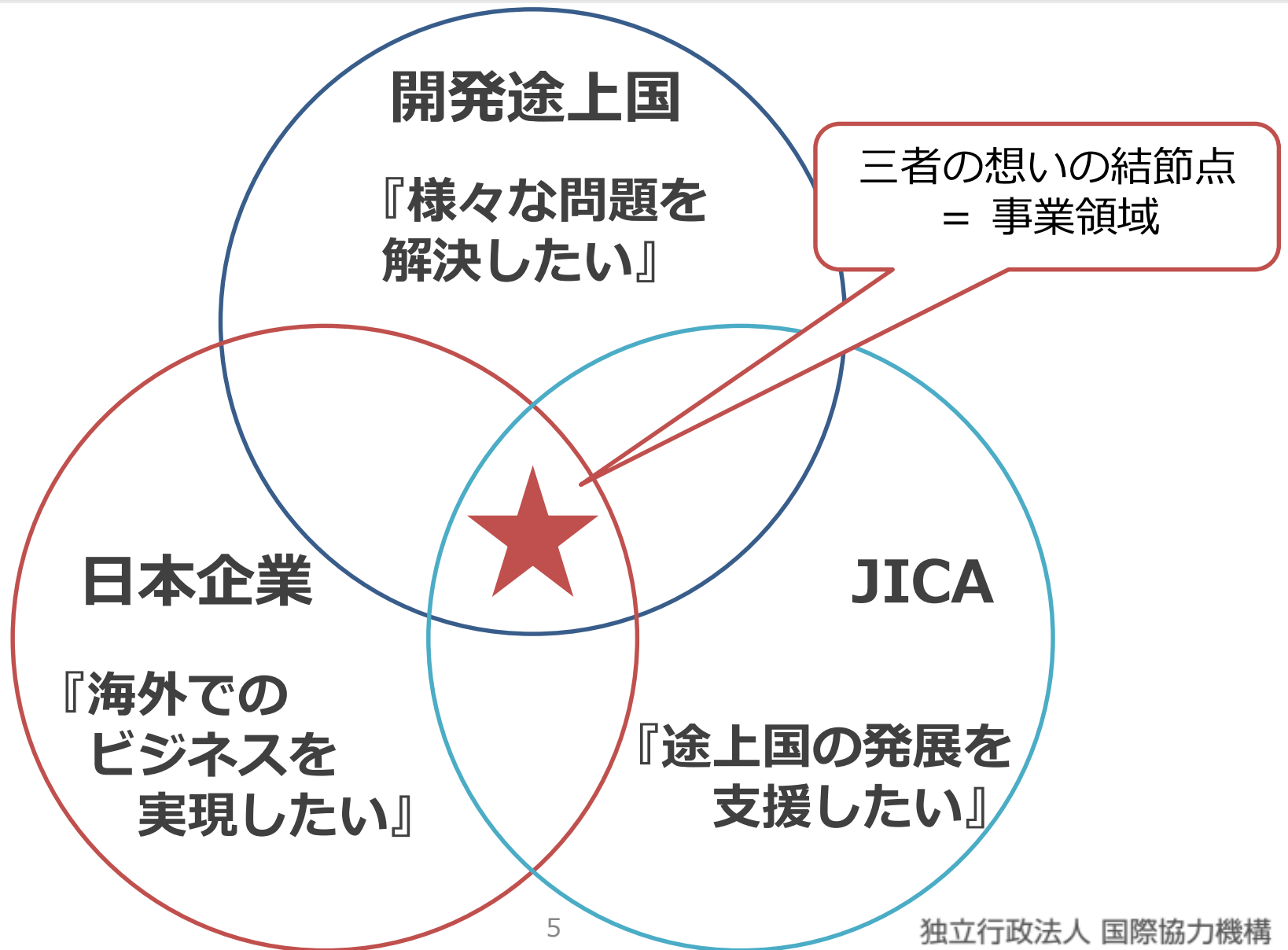


ODA: Official Development Assistance. ODA in the chart includes bilateral ODA and multilateral concessional flows.

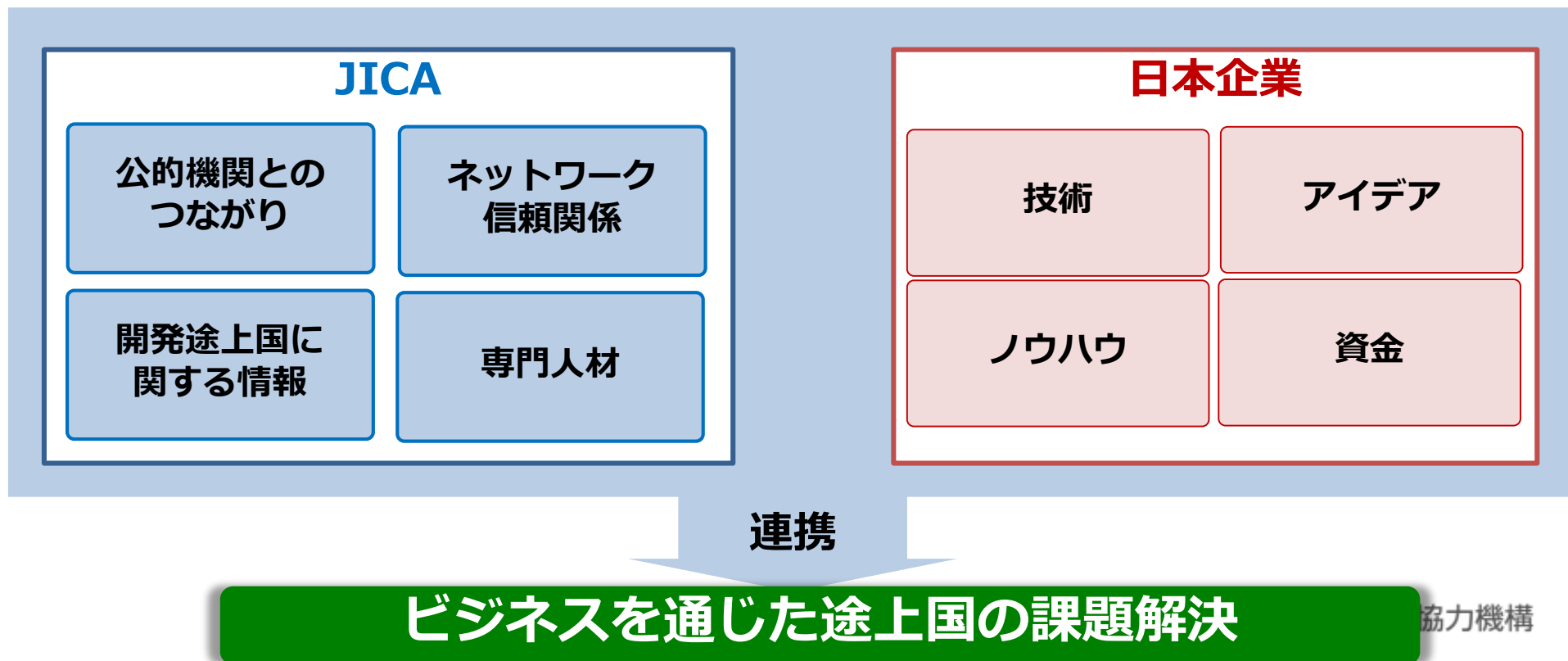
Non-ODA flows include: other official developmental flows, officially-supported export credits, FDI, other private flows at market terms and private grants.

Adjusted gross disbursements, three-year moving average, USD million, 2012 constant prices.

Sources. Remittances, World Bank. Other resource flows, DAC statistics. NB: Data on flows to MADCTs are only available up to 2010.



従来のODAだけでは途上国の経済・社会課題の解決への貢献に限界があるとの認識から、JICAは民間企業等の**ビジネスを通じた現地の課題解決**を推し進めてきました。また、中小企業海外展開支援事業では地方創生や地域活性化への貢献も目指しています。



持続可能な開発目標（SDGs）とは

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、2030年までに国際社会が協働して取り組むべき課題とその目標を示した行動指針で、2015年9月、「国連持続可能な開発サミット」において採択されました。「誰一人取り残さない」を理念とし、17のゴールが設定されています。



出所：国際連合広報局

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標

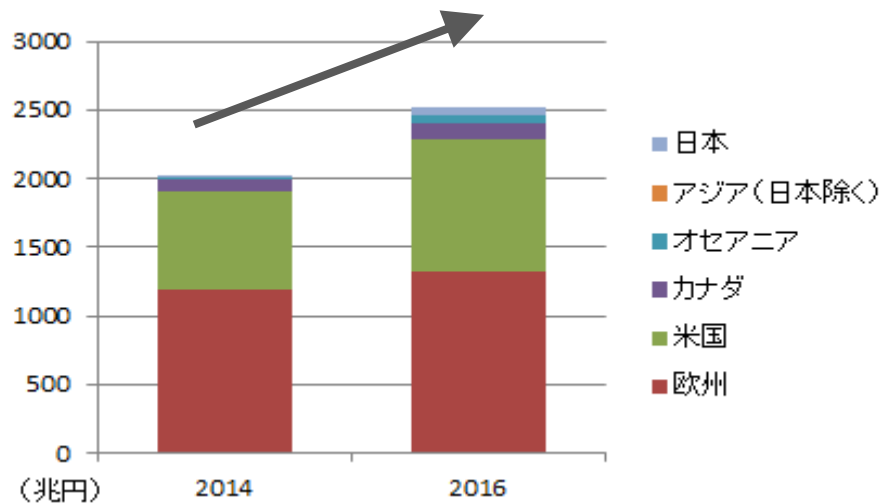


SDGsを経営戦略に取り込む動き

ESG投資¹が世界的に注目を集める今日、継続的な企業価値向上に向けて、民間企業が**SDGsを経営戦略に取り込み、事業機会として生かす動き**が日本でも広がりつつあります。

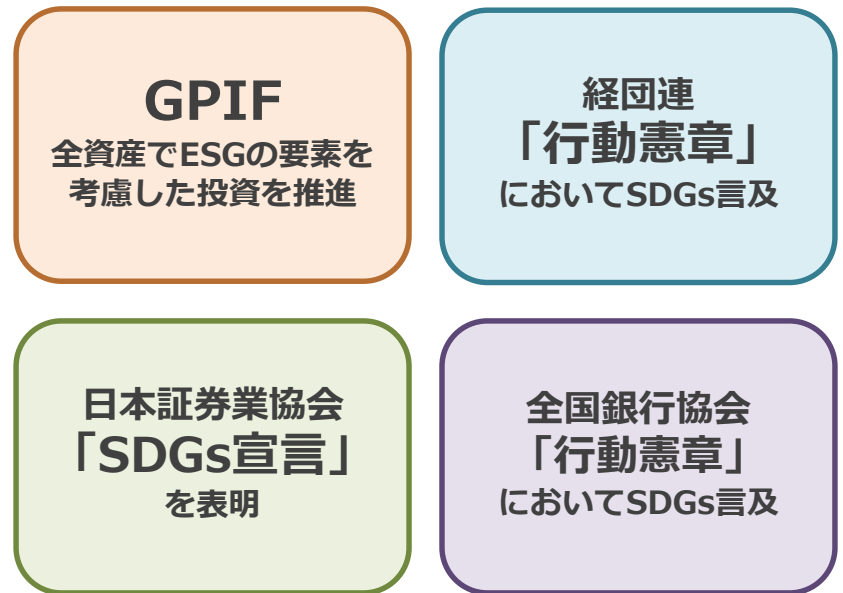
SDGsは、課題解決を担う主体として民間企業を位置付けている点に特徴があり、民間企業による社会課題解決への取り組みに、大きな期待が寄せられています。

ESG投資の拡大



出所：GSIA² (1USD=110円)

日本企業を取り巻く
ESG投資・SDGsに関わる動き



¹ 環境 (Environment)、社会 (Social)、企業統治 (Governance) に配慮している企業を重視・選別して行う投資

² Global Sustainable Investment Alliance(GSIA) http://www.gsi-alliance.org/wp-content/uploads/2017/03/GSIR_Review2016.F.pdf

2. 新制度の全体像

中小企業・SDGsビジネス支援事業

現行制度

- 原則
中小企業
- 企業規模
不問

現地で基礎的な
情報を収集したい

ビジネスモデルを
策定したい

ビジネス活動計画を
実証・策定したい

中小企業海外展開支援事業

基礎調査
(850、980万円)

案件化調査
(3、5千万円)

普及・実証事業
(1、1.5億円)

SDGsビジネス調査
(5千万円)

普及促進事業
(2千万円)

新制度

- 原則
中小・中堅
企業
- 原則
大企業

中小企業・SDGsビジネス支援事業

概要

基礎調査

基礎情報の収集・分析
(1年程度)

案件化調査

技術・製品・ビジネス等の活
用可能性を検討し、ビジネス
モデルの素案を策定
(数か月～1年程度)

普及・実証・
ビジネス化事業

技術・製品やビジネスモデル
の検証。普及活動を通じ、
事業計画案を策定
(1～3年程度)

中小企業
支援型

中小企業支援型
(850、980万円)

中小企業支援型
(3、5千万円)

中小企業支援型
(1、1.5億円)

SDGsビジネス
支援型

なし

SDGsビジネス支援型
(850万円)

SDGsビジネス支援型
(5千万円)

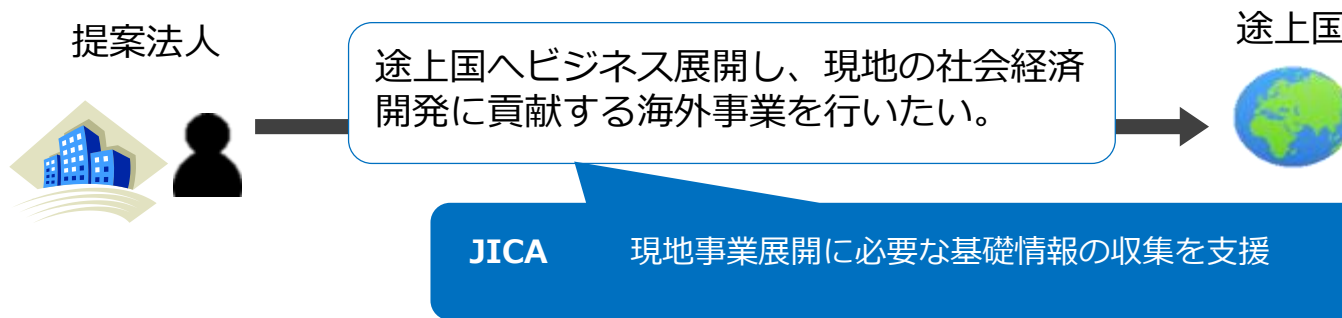
新制度の全体的なポイント

- ・ 企業規模によって、利用できる制度の区分（中小企業支援型、SDGsビジネス支援型）が特定されます。
- ・ 中堅企業は、中小企業支援型を利用できます。（採択予定件数のうち中堅企業からの提案についての採択枠を別途設けるものです。）
- ・ 大企業と中小企業による共同提案は、SDGsビジネス支援型に応募可能です。
- ・ 企画書の提案窓口等は一元化して対応し、募集要項等の可能な限りの共通化を図り、同一のタイミングで提案を募集します。今後も、春と秋の年2回の公示予定です。
- ・ 各制度の評価の視点や方法は基本的にこれまでどおりです。

3. 基礎調査

現地で基礎的な情報を収集したい

現地への事業展開による開発課題解決の可能性、ODA事業との連携可能性、事業ニーズや投資環境等の途上国の課題解決に貢献し得るビジネスモデルの検討に必要な基礎情報の収集を支援します。

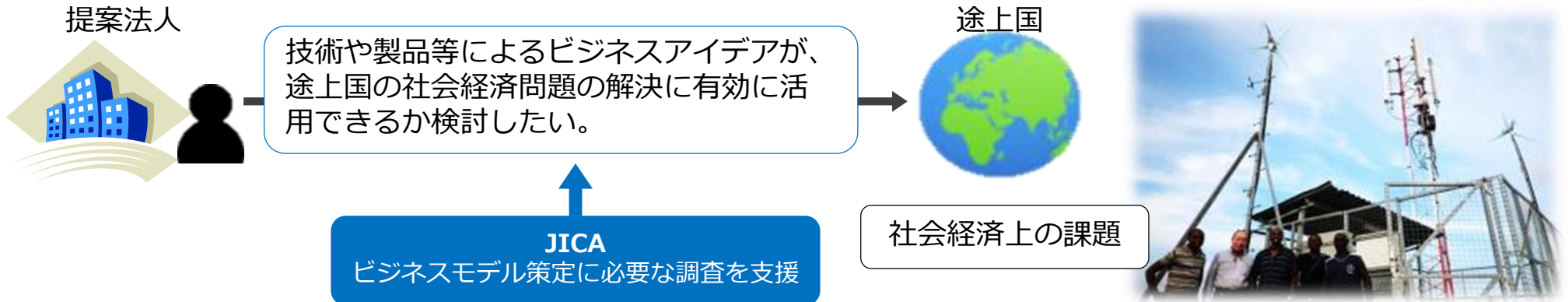


対象者	中小企業、中小企業団体の一部組合（※中堅企業は対象外）
経費上限	1件850万円※遠隔地域（東アジア、東南アジア、南アジア以外の地域）については、国際航空運賃に関わる経費を別見積（上限300万まで）とし、それ以外の経費の上限を680万円とする
負担経費	・人件費（外部人材活用費のみ） ・旅費 ・現地活動費 ・管理費
期間	数ヶ月～1年程度
対象分野	途上国の社会・経済開発に効果のある分野（環境・エネルギー、廃棄物処理、水の浄化・水処理、防災、職業訓練・産業育成、農業、保健医療 等）
対象国	原則としてJICA在外事務所等の所在地

4. 案件化調査

ビジネスモデルを策定したい

途上国の課題解決に貢献し得る技術・製品・ノウハウ等を活用したビジネスアイデアやODA事業での活用可能性の検討、ビジネスモデルの策定を支援します。



	中小企業支援型	SDGsビジネス支援型
対象者	中小企業、中堅企業、中小企業団体の一部組合	「中小企業支援型」の対象者に該当しない本邦登記法人
経費上限	一件あたり3,000万円 (機材の輸送が必要な場合は、5,000万円)	一件あたり850万円
負担経費	・旅費・機材輸送費・本邦受入活動費・外部人材活用費 ・現地活動費・管理費	・旅費・現地活動費・管理費
期間	数か月～1年程度	
対象分野	途上国の社会・経済開発に効果のある分野（環境・エネルギー、廃棄物処理、水の浄化・水処理、防災、職業訓練・産業育成、農業、保健医療 等）	
対象国	原則としてJICA在外事務所等の所在地	

1. 中小企業支援型

- ・これまでの「案件化調査」を検討していた中小企業等におかれては、そのまま応募可能です。
- ・また、これまでの「途上国の課題解決型ビジネス（SDGsビジネス）調査」を検討していた中小企業等におかれては、本制度に応募可能です。
- ・なお、ODA事業での活用可能性の検討も含めていただきますが、必ずしもODA案件の形成を前提としません。

2. SDGsビジネス支援型

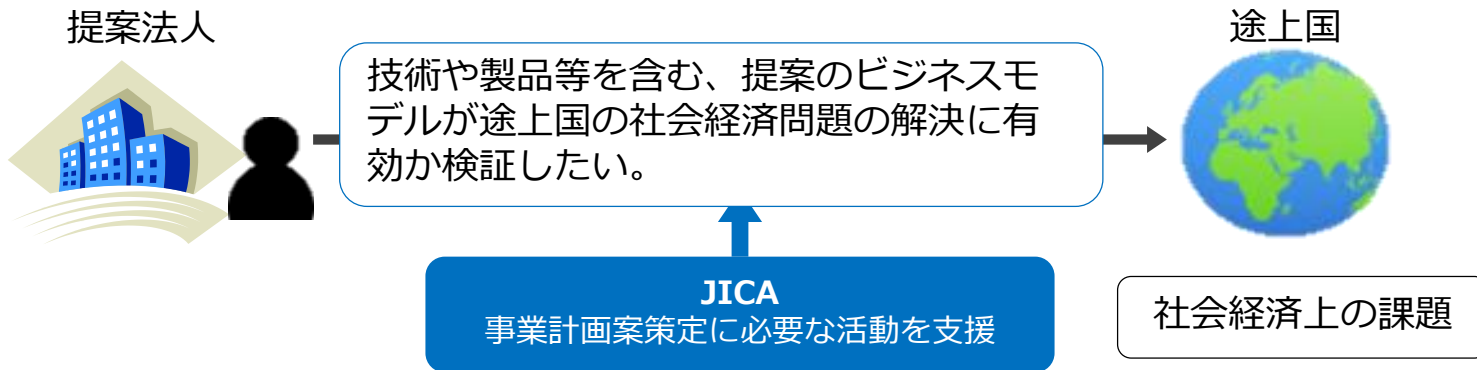
- ・大企業等向けには新設となる制度です。SDGsビジネスのアイデアはあるものの、現地の情報が限られているため、更にアイデアを精査してビジネスモデルを検討したいといったニーズに応えることを想定しています。
- ・他の制度・区分と異なり、旅費と現地調査費しか活動費は出ない点に注意が必要です。同時に、企画書等の簡素化を予定しています。

※いずれの区分にも共通しますが、これまで同様、案件化調査の実施が普及・実証・ビジネス化事業の前提となることはなく、また、案件化調査において同事業を出口とする必要はありません。案件化調査を実施し、その後自社でビジネス展開を図るということも可能です。

5. 普及・実証・ビジネス化事業

ビジネス活動計画を実証・策定したい

途上国の課題解決に貢献し得るビジネスの実現に向けて、技術・製品・ノウハウ等の実証活動を含むビジネスモデルの検証、提案製品等への理解の促進、ODA事業での活用可能性の検討等を通じた事業計画案の策定を支援します。



	中小企業支援型	SDGsビジネス支援型
対象者	中小企業、中堅企業、中小企業団体の一部組合	「中小企業支援型」の対象者に該当しない本邦登記法人
経費上限	一件あたり1億円 (大規模／高度な製品等を実証する場合は、1.5億円)	一件あたり5,000万円
負担経費	・旅費・機材購入、輸送費・実証活動費・外部人材活用費・本邦受入活動費・管理費	
期間	1～3年程度	
対象分野	途上国の社会・経済開発に効果のある分野（環境・エネルギー、廃棄物処理、水の浄化・水処理、防災、職業訓練・産業育成、農業、保健医療 等）	
対象国	原則としてJICA在外事務所等の所在国	

1. 中小企業支援型

- ・これまでの「普及・実証事業」を検討していた中小企業等におかれては、そのまま応募可能です。
- ・また、これまでの「開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業」を検討していた中小企業等におかれては、本制度に応募可能です。

2. SDGsビジネス支援型

- ・これまでの「途上国の課題解決型ビジネス（SDGsビジネス）調査」、「開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業」を検討していた大企業等におかれては、本制度に応募可能です。
- ・現行のSDGsビジネス調査のような活動を実施する場合（機材調達等を伴わず、先方政府に負担事項等を求めない、あるいは相手国との共同事業と位置付ける必要がない場合）には、事業開始の前提となる協議議事録（ミニッツ）を必ずしも必要としません。

6. その他（参加資格要件の変更点）

参加資格要件（変更点）

複数回不採択となった企業（全スキーム対象）

- ・ 同一国・同様の内容での応募は、調査・事業の種別を問わず3回不採択となった場合、4回目の応募は不可（国や内容を変えれば応募可）となります。
- ・ 「同様の内容」の定義は、「同一企業かつ同一商材（製品・技術・サービス）が提案に含まれていること」となります。

複数回採択されている企業（中小企業支援型のみ）

- ・ 中小企業支援型において、企業が実施できる国は2か国までとします。同一国で別の内容にて実施した事業も「2か国」とカウントします。
- ・ 2か国で実施した提案法人（中小企業等）が3か国目以降での提案をSDGsビジネス支援型に応募することは可能です。

※上記いずれも2018年度第二回の採択結果からカウント
（過去の採択・不採択実績を遡及適用しません。）

7. スケジュール

8月1、3、20日	新制度説明会
9月中旬	公示、募集要項説明会
10月中旬	企画書提出締切
2019年1月下旬	採択・不採択通知発送

以降、年2回の公示予定

信頼で世界をつなぐ
Leading the world with trust



支援メニュー・公示情報はこちらをご確認ください。

JICAトップページ > 企業の方（民間連携）

支援メニュー

民間連携事業

公示情報は
こちらから

中小企業・SDGsビジネス支援事業			
概要	基礎調査	案件化調査	普及・実証・ビジネス化事業
	基礎情報の収集・分析 (1年程度)	技術・製品・ビジネス等の 活用可能性を検討し、ビ ジネスモデルの素案を策定 (数か月～1年程度)	技術・製品やビジネスモ デルの検証。普及活動を通 じ、事業計画案を策定 (1～3年程度)
原則 中小・中堅 企業	中小企業 支援型 (850, 980万円)	中小企業支援型 (3, 5千万円)	中小企業支援型 (1, 1.5億円)
原則 大企業	なし	SDGsビジネス支援型 (850万円)	SDGsビジネス支援型 (5千万円)

該当の制度・
区分をクリック

◆お知らせ . . . 公示情報など、最新情報を掲載

お知らせ

2018年7月27日 その他 [資料公開【課題発信セミナー】①基礎教育 \(5.29MB\)](#)

2018年7月27日 その他 [資料公開【課題発信セミナー】②保健・医療・福祉 \(4.80MB\)](#)

◆JICA在外事務所による日本の技術活用が期待される開発課題の発信

ピックアップ

- ▶ **民間企業の製品・技術の活用が期待される開発途上国の課題はこちら**
- ▶ 中小企業とコンサルタント等のマッチング相談窓口はこちら
- ▶ 好事例集（中小企業支援型、SDGsビジネス支援型・海外投融資）はこちら
- ▶ JICAは「新輸出大国コンソーシアム」参加支援機関です。JICAコンソーシアム支援窓口はこちら

◆案件検索 国別、分野別他で検索可能

▶ 中小企業・SDGsビジネス支援事業

▶ 協力準備調査（PPPインフラ事業）

▶ 海外投融資

▶ 【旧スキーム】途上国の課題解決型ビジネス（SDGsビジネス）調査（旧 協力準備調査（BOPビジネス連携促進））

▶ 【旧スキーム】開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業

案件事例検索

採択案件の詳細情報をご紹介。

[案件検索ページへ](#)

お問い合わせ先

独立行政法人国際協力機構 中小企業・SDGsビジネス支援事業窓口

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

中小企業・SDGsビジネス支援事業窓口

電話：03-5226-3491 email: Sme_info@jica.go.jp

(本資料の、無断での使用・転載はお控えください)